破産手続終結

平成２９年（フ）第３２１号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4648番地の４　グエル本厚木壱番館　202、商業登記簿上の本店所在地神奈川県厚木市下川入170番地の３
破産者　有限会社和田工業
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第３１号
愛媛県西条市氷見乙1850番地
破産者　医療法人恒星会
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第１１号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町４丁目２番１号
破産者　飯田工業株式会社
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２６年（フ）第６５８９号
東京都葛飾区堀切３丁目32番13号、商業登記簿上の本店所在地東京都葛飾区西亀有３丁目31番20号
破産者　株式会社丸弘
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６５８号
東京都港区六本木３丁目３番28号
破産者　ハイダウェイ・ホテル＆リゾート・ワールドワイドクリエーターズ株式会社
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５８１１号
東京都豊島区南池袋４丁目６－２－402
破産者　山田　雅義
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１０３号
横浜市西区浅間町２丁目96番５号―101
破産者　有限会社ティー・アンド・ワイ・アーキ
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２９３号
横浜市保土ケ谷区今井町460番地
破産者　岩崎建商株式会社
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４８４号
札幌市豊平区平岸２条14丁目１番15―405号
破産者　西村　典恭
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１２４６号
名古屋市南区豊田３丁目16番12号
破産者　林　　勝一
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０１８号
神戸市灘区大和町２丁目４番21号
破産者　松本　紘一
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２号
東京都江戸川区篠崎町７丁目21番５―702号、申立時住所愛媛県西条市氷見乙1850番地１
破産者　佃　　文夫
１　決定年月日　平成30年６月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１５７号
北海道中川郡幕別町札内中央町330番地78
破産者　坂本　好久
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
兵庫県丹波市春日町野村1835番地12、開始決定時の住所兵庫県丹波市春日町七日市348番地
破産者　中道　司康
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部

平成２９年（フ）第４４６号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目36番12号
破産者　井手上　誠
１　決定年月日　平成30年６月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第９５４号
さいたま市北区宮原町４丁目57番地10
破産者　亡斉藤昌宏相続財産
１　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
２　一般調査期日　平成30年９月10日午後３時20分
平成30年６月12日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９５５号
さいたま市北区宮原町４丁目10番地13島村アパート201号、破産手続開始時の住所さいたま市北区宮原町４丁目57番地10
破産者　斉藤　　惠
１　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
２　一般調査期日　平成30年９月10日午後３時20分
平成30年６月12日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
岐阜市大洞緑山１丁目14番４号、前住所岐阜市向加野３丁目２番３号
破産者　ソーイングステップこと　赤塚　政子
１　破産債権の届出期間　平成30年７月13日まで
２　一般調査期日　平成30年８月７日午後２時10分
平成30年６月13日　　岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第６１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字高鍋町501番地１　メゾン三浦Ⅱ303号室、前住所宮崎県児湯郡川南町大字川南13908番地７
破産者　香川　雄二
１　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
２　一般調査期日　平成30年９月11日午前10時30分
平成30年６月14日　　宮崎地方裁判所破産係